

平成26年 9月 5日

自治労大阪府職員労働組合 税務支部  
中河内分会 分会長 岡本 康治 様

大阪府中河内府税事務所

所長 奥野 通 清



職場環境整備等の要求について

2014年8月11日付けの要求事項について、別紙のとおり回答します。

職場環境整備等の要求書に対する回答

	要求項目	回答
1	<p>職員の健康管理の観点から</p> <p>① 冷暖房運転・換気操作については、健康管理に留意して行い、年間を通じて各階執務室を適温に保つよう弾力的に行うこと。また、運転時間を延長すること。</p>	<p>冷暖房等については、職員の健康管理に注意しながら適切な運用に努めてまいります。</p>
	<p>② O A化、A 4版に対応した事務機に入れ替えること。</p>	<p>新たに購入する事務機については、O A化、A 4版対応のものを配置してまいります。入れ替えについては、要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p>
2	<p>労働安全衛生の観点から</p> <p>① 職員の健康管理体制の充実を図るため、安全衛生委員会の機能を強化し、快適な職場環境を確保すること。</p>	<p>引き続き、安全衛生委員会の機能・活動を充実強化し、職員の健康管理及び職場環境の改善に努めてまいります。</p>
	<p>② 職員の安全衛生の観点からエレベーターを設置すること。</p>	<p>要求の趣旨については、税政課に伝えてまいります。</p>
	<p>③ 職員の安全衛生の観点から各階トイレに洋式トイレを設置する等改修すること。</p>	<p>要求の趣旨については、税政課に伝えてまいります。</p>